

議第 7 号議案

桐生市子ども基金条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 30 年 12 月 19 日

提出者 桐生市議会
教育民生委員会
委員長 北 川 久 人

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

桐生市子ども基金条例

(設置)

第1条 子どもの未来を育む事業に要する経費の財源に充てるため、桐生市子ども基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に規定する経費の財源に充てるもののほか、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議第7号議案 桐生市子ども基金条例案

子どもの未来を育む事業に要する経費の財源を積み立てるため、新たに条例を制定しようとするものです。